

最高裁秘書第2728号

令和3年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

7月28日付けで仙台高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付の裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2800号

令和3年9月8日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付の裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、仙台高裁が最  
高裁から受領した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年8月2日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第17号

(2) 謝問日

令和3年9月1日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2805号

令和3年9月8日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第17号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年9月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、仙台高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、特定日付において、裁判官訴追委員会の訴追決定があったことは公知の事実であるから、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

#### 1 開示申出の内容

令和3年6月16日付の裁判官訴追委員会の訴追決定に関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、7月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出文書は、特定日付の裁判官訴追委員会の訴追決定に関して原判断庁が最高裁判所から受領した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、特定日付で訴追された原判断庁所属の裁判官の存否（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。この情報は、仮に該当する裁判官が存在した場合において、当該裁判官が訴追された事実という情報が明らかとなって当該裁判官の権利利益を害するおそれがある（法第5条第1号後段）。

(2) 苦情申出人は、特定日付で裁判官訴追委員会の訴追決定があったことは同委員会ウェブサイトで公表されている点で公知の事実であるから、法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、当該ウェブサイトは、同委員会の責任において公表しているものであることや、そもそも訴追審査対象となった裁判官が特定可能な形で公表しているものではないことから、当該ウェブサイトで公表されている情報をもって、本件存否情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとはいはず、法第5条第1号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

(3) よって、原判断は相当である。